

弁護士がとりくむ子どもの人権相談

弁護士 富澤 伸江

1 はじめに

私は2002年から東京で弁護士として活動していますが今まで様々な子どもの人権相談をお受けしてきました。私達弁護士が取り組む子どもの人権相談の内容は以下のとおり多岐にわたります。

- ①犯罪に関すること(子どもが犯罪を行った、疑われている、被害にあった)
- ②家庭のこと(児童虐待、夫婦間の「親権」争い、親子の面会交流、親権者亡き後の未成年後見)
- ③学校問題(いじめ、体罰、不適切な指導、懲戒処分、学校事故)等。

今日は、子どもの人権相談について、弁護士へアクセスする入り口の話から、相談を受けた弁護士がどのように対応させていたか、そんなお話をさせていただこうと思います。皆さんが実際に子どもの人権問題に直面した際、「そうだ、弁護士に相談してみよう！」と思っただけのような一助となれば幸いです。

2 弁護士相談に至るまで ～周囲の大人の力が必要～

(1) 弁護士への相談＝「法的な問題解決の入り口」と考えることができます。

しかし、問題を抱えた子どもが自ら弁護士へアクセスするのは至難の業で、周囲の大人の力が必要になります。

子どもの周りに被害や問題に気づける大人がいるか。被害や問題に気づいた大人がどう行動するか。適切な相談機関につなげられるか。それにより子どもの「今後」が変わってきます。

(2) 具体例をもとに考えてみます。

登校してきた生徒の体に不審なあざを見つけました。

その子に声をかけるか、どんな声かけをするか、どう行動するか、でその子の今後が変わります。

もし、見て見ぬふりをして、何もしなければ、その子の問題は解決されず、その子の「辛い現実」も変わる事はないでしょう。

まわりの大人が声をかける等アクションを起こすことで、その子の抱える何かを変えるきっかけ(チャンス)になります。すぐに問題解決につながらない場合でも、声をかけることで、あなたは一人じゃない、と子ども自身をエンパワーすることができるのではないのでしょうか。

まずは、大人が子どもの問題から目を背けずに子どもに声をかけてみる、それがその子の問題解決の大きな一歩になると思います。(3) あざの理由を聞いたところ、家庭内で親から暴力を振るわれていることがわかったとします。

前提として、親は、しつけであっても子どもへ体罰を加えることは禁止されています(民法821条、児童虐待防止法14条)。また、親の行為は刑法上、傷害罪(204条：15年以下の懲役又は50万円以下の罰金)にも該当します。そして、子どもへの暴力は身体的虐待(児童虐待防止法1条1項1号)であり、虐待を受けている子どもを発見したら、誰でも、児童相談所等へ通告する義務があります(児童虐待防止法6条1項)。この通告義務は、職務上の守秘義務に優先します(児童虐待防止法6条3項)。

通告は、全国一律電話「189(いちはやく)」で受け付けています。通告者についての秘密は守られます(児童虐待防止法7条)。

(4) あざの理由を聞いたところ、同級生からいじめられている、という話が出てきたとします。話を聞いた大人がどのような立場の人であったかによって必要な対応は異なると思いますが、今日は話を聞いた人が担任の先生

だったと仮定しましょう。

前提として、いじめに関しては、いじめ防止対策推進法という法律があり、いじめを防止するために学校等でしなければならない事、いじめが起きてしまった時に学校等がどのような対応をしなければならないかという事が規定されています。

まず、先生がいじめの申告を受けたら、個人で問題を解決しようとせず、学校内のいじめ防止対策組織(いじめ防止対策推進法22条。同条では、学校は必ずいじめ防止等の対策のための組織を置くこととされています。)で事実を共有し、対応を検討する必要があります。学校は、いじめの事実の有無を確認し、いじめがあったならば、いじめを受けた生徒やその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒に対する指導等を行う必要があります(同23条)。また、いじめの重大事態(①いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき(同28条1項1号)②いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき(同法28条1項1号))にあたる場合は「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿った調査を行い、調査の結果明らかになった重大事態の事実関係等その他の必要な情報を、いじめを受けた生徒やその保護者に適切に提供する必要があります(同28条1項2項)。

(5)また、被害や問題を見逃さずにキャッチするという視点でいえば、子どもの話を聴く時には、「事実」を聴き取っていただくことが重要になると思います。

例えば、子どもに家庭の様子を聞くと「普通」だという。「大丈夫か?」と聞くと「大丈夫」という。しかし、実際は、家はゴミ屋敷状態で、ネグレクト(虐待)があった、というケースがありました。家庭環境が劣悪であっても子どもは幼い頃からそういう環境で育っているため、違和感を持っていない事があります。また、性被害(性虐待)については、年齢が小さいと性の知識がないため、性被害にあったことすら気づけない事がよくあります。

その子の「普通」が「異常」な事があります。

その子の「大丈夫」が「大丈夫ではない」事があります。

周りにいる大人が具体的に「事実」を丁寧に聴き取ることで、子どもが気づいていない被害や問題を見つけられることもあると思います。

子どもの人権問題の解決のためには、周りにいる大人が、被害や問題を察知する「アンテナ」を持ち、その子の問題を見て見ぬふりをしない「ちょっとした勇気」と、適切な「行動する力」を持つことが重要になると思います。

3 弁護士へのアクセス

子どもからのSOSをキャッチしたら、次はどうしたらいいか。

わからない時は、ぜひ弁護士へ相談してください。

誰でもアクセスしやすい相談先として、弁護士会の相談窓口があります。日本弁護士連合会(日弁連)のホームページに、各都道府県の「弁護士会の子どもの人権に関する相談窓口一覧」が掲載されていますので、参考にしてください。

https://www.nichibenren.or.jp/legal_advice/search/other/child.html

また、子どもが警察に逮捕されてしまったという時は、人権侵害の程度が大きいため、早急に弁護士をつけて対応する必要があります。各地の当番弁護士センターへ連絡すれば24時間以内に弁護士を無料で派遣してくれます(1回)。こちらも日弁連のホームページに全国の「当番弁護士連絡先一覧」が掲載されていますので参考にしてください。

https://www.nichibenren.or.jp/activity/criminal/keijibengo/kokusen_touban/touban_ichiran.html

4 相談の実情

(1)東京弁護士会 子どもの人権110番

私が所属する東京弁護士会では、「子どもの人権110番」という電話相談を日曜日以外

毎日行っており、私も相談を担当しています。相談員となるには弁護士会の研修が必須となっており一定の専門性が担保されています。

子どもの人権110番では、保護者からの相談が最も多く、その他、子ども本人や、学校の先生、子どもの親族、子どもの友人の親などから相談があります。

相談内容は冒頭に述べたとおり多岐にわたりますが、高年齢の子ども本人から、虐待を理由に家を飛び出してきたが「今日行く所がない」と相談が入ることもあります。

東京には、有志の弁護士や福祉関係者らで立ち上げた「カリヨン子どもの家」という子どものためのシェルター（一時避難所）があり、「子どもの人権110番」は「カリヨン子どもの家」の利用希望者の受付窓口としての役割も担っています。シェルター利用の申し出があった場合、電話を受けた弁護士が「子ども担当弁護士」となり、シェルターの利用調整や、保護者への連絡・調整、児童相談所との調整等を行い、子どもの今後を一緒に考えます。

その他、相談の一例をあげますと、祖父母や親族からの相談では、両親の子どもに対する虐待や不適切な養育が気になるがどうしたら子どもを守れるか、といった相談があります。

日本では、親がもつ「親権」が強いため、法的に、祖父母や親族が親権者の意向に反して子どもを保護することは難しいのが現状です。ですから、子どもの安全安心を守るためには、親権者の意向に反しても子どもを一時保護する権限をもつ児童相談所へ相談をするか、親のもつ「親権」自体を制限する法的手続き（親権停止や親権喪失の申立）をとるか、その子が15歳以上の場合、例えば、祖父母と養子縁組をすることにより、親権者自体を祖父母に変える（養子縁組をすると養親が親権者となる）などの法的対応を検討する必要があります。

東京弁護士会の「子どもの人権110番」には、都内に限らず、全国各地から相談が寄せられます。必要であればお住まいの近くの相談機関を紹介することもできますので、何か

気になることがあれば気軽に電話で相談していただきたいと思います。

東京弁護士会 子どもの人権110番

電話 03-3503-0110

月～金13:30～16:30 17:00～20:00

土13:00～16:00

（祝日・年末年始を除く）

通話料以外は無料。

必要な場合面接相談もあり（初回無料）。

名前をいう必要はありません。秘密厳守。

（2）相談後

1回の相談（助言）だけで終了するケースもあれば、継続して相談を受けるケースや、相談後弁護士が代理人に就任し、交渉や訴訟など法的対応を進めるケースもあります。

特に少年事件、すなわち、子どもが犯罪（非行）をしてしまった、もしくは、やっていないのに疑われているといったケースでは、人権侵害の危険性が高く、弁護士でないと対応できない手続きも多いことから、なるべく早期に弁護士をつけて対応することをお勧めします。

（3）費用

子どもの事件については、各弁護士会で無料相談等を行っている所も多いと思います。詳細はお近くの弁護士会に確認してください。

他に日弁連では、法律援助事業を行っており、その実施を日本司法支援センター（法テラス）に委託しています。子どもに対する法律援助も行っており、児童虐待や学校・保護施設での体罰・いじめなどで人権救済を必要としているが、親などの協力が得られない子どもを対象として、弁護士費用の立替支出を行っており、子どもの場合、原則償還は免除されます。他に刑事（少年）事件や犯罪被害事件でも法律援助制度があります。援助申し込みは弁護士が行う必要がありますので、詳細は弁護士にご相談ください。

また、保護者からの相談でも、資力要件を満たせば、法テラスを利用して3回まで無料で法律相談を受けることができます。

資力要件は、地域によって異なりますので、詳細は法テラスに問い合わせてください。

法テラス 電話 0570-078374 (おなやみなし)
月～金9:00～21:00 土9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)

5 相談を受ける弁護士として

子どもの問題について法律相談や代理人活動をすることにあたり、私が一番大事にしていることは、「その子がどうしたいのか(子ども自身の意思決定)」ということです。

法律相談に子どもが同席していれば、子どもに直接「どうしたいか」(意向)を確認します。保護者だけが相談にいらっしやった場合は、話の最後に「それで、お子さんはどうしたいと言っていますか?」とお聞きします。その質問には「・・・」と黙ってしまう保護者の方も相当数いらっしやいます。

子どもの事件特有の問題ですが、保護者の意向と子どもの意向が合致しないことがままあります。そんな時弁護士はどちらの意向を優先するのか?そんな質問をいただく事があります。私の場合、答えは、子どもの意向を優先します。

一般的に費用を出すのも契約上の委任者(依頼者)も保護者であり、後で弁護士の対応に保護者が不満をもち弁護士を解任する、となれば、害を被るのは子ども本人となってしまうため、最初に保護者に、「保護者の意向と子どもの意向が異なる場合、弁護士(私)は子どもの意向に沿ってしか活動できない」という事を説明しています。

子どもは大人が思っている以上にいろいろなことを感じ、考えています。

大人目線の情報もちろん重要なのですが、一番重要なことは、子どもから直接、話をじっくりと聞かせてもらい、その子が考える問題点(辛いこと)は何か、何を希望しているのかを教えてもらうことです。子ども自身がすぐに答えを見つけれない時は、一緒に考えさせてもらいます。その上で、その子の抱える問題が、その子の希望する形で解決できるよう、その子と相談しながら代理人としての活動を行います。子どもの意向が保護者の意向と異なるときは、保護者ともじっくり相談

させてもらい、保護者に応援してもらえるよう努力します。多くの保護者は、子どもの幸せを第一に考えていらっしゃるため、最後は自分よりも子どもの意向を優先しようと考えてくださることが多いと感じています。

また、子どもの事件では、勝ち負けよりも、今後の子どもの生活、幸せが最も重要であるため、例えば、学校交渉においても、学校と子ども・保護者の対立をいたずらに煽るのではなく、学校と子ども・保護者が一定の関係性をとりもどせるように調整を図る場合もあります。ケースごとに最善の方法を検討します。

いずれにしても、子どもの事件を担当する際には、常に、「その子がどうしたいか(子ども自身の意思決定)」と「子どもの最善の利益」を意識して、芯がぶれないよう活動することを心がけています。

6 最後に

何か困ったことがあれば、ぜひ弁護士へ相談してください。子どものために共に考えさせていただきますと思います。



プロフィール

富澤 伸江(とみざわ のぶえ) 弁護士

1975年生まれ、東京都出身。日本大学法学部卒。2000年(旧)司法試験合格、2002年弁護士登録(東京弁護士会)。五反田法律事務所所属。東京弁護士会子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員。東京都児童相談所協力弁護士。東京都里親子のサポートネット法律相談員。社会福祉法人子どもの虐待防止センター法律相談員。弁護士登録以降、子どもに関する事件(虐待事件、学校問題、少年事件等)に取り組む。4児の母。